



求職者の皆様へ

常用雇用に
つながるチャンス！！

トライアル雇用を利用しませんか？

「トライアル雇用」は、期間の定めのない雇用への移行を前提として、原則3ヶ月間、試みに働いてみる制度です。コロナの影響により対象となる方の範囲が拡大されていますので、今がチャンス！！

「トライアル雇用」を利用して、常用雇用就職への機会を広げてみませんか！！

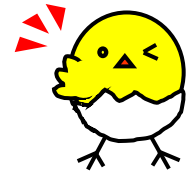
【トライアル雇用のメリット】

- ① 未経験の仕事にもチャレンジでき、比較的採用されやすい。
- ② 仕事の内容や会社の雰囲気等を事前に確認できる。
- ③ 希望する仕事に就ける可能性が広がると同時に、合わなければ退職してもよい。

【コースのいろいろ】

（新型コロナ感染症対応（短時間）トライアルコース）：次のすべての要件を満たすこと。

- ① 令和2年1月24日以降にコロナの影響で離職した
- ② 紹介日時点で離職した期間が3か月を超えている
- ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している



（一般トライアルコース）：次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 紹介日前2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している
- ② 紹介日において離職している期間が1年を超えている
- ③ 妊娠、出産又は育児を理由として離職した者であって、紹介日において安定した職業に就いていない期間（離職前の期間は含めない。）が1年を超えている
- ④ 満55歳未満かつ安定した職業に就いておらず、HW等においてマッチャリによる担当者制等の支援を受けている
- ⑤ 次のいずれかに該当する（安定した職業に就いている、自営中又は役員に就いている、学校在籍中、トライアル雇用中を除く）
 - ア 生活保護受給者 イ 母子家庭の母等 ウ 父子家庭の父 エ 日雇労働者
 - オ 季節労働者 カ 中国残留邦人等永住帰国者 キ ホームレス
 - ク 住居喪失不安定就労者 ケ 生活困窮者

（障害者トライアルコース）：次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 就労（パート・アルバイトを含む）経験のない職業に就くことを希望
- ② 紹介日前2年以内に離職が2回以上又は転職が2回以上ある
- ③ 紹介日前に離職している期間（パート・アルバイト等を含む一切の就労していない期間）が6か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者



（障害者短時間トライアルコース）：次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 精神障害者 ② 発達障害者

〈ご注意〉

- ◆ 同時に複数のトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆ トライアル雇用の選考中は、新たなトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆ 求人に応募状況によっては、トライアル雇用の紹介ができない場合があります。

詳しくは、職業相談窓口へお問い合わせください。